

告 示

埼玉県告示第六十五号

豚熱のまん延を防止するために令和三年埼玉県告示第千三百九十一号（家畜等の移動及び移出の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を制限する区域について、次のとおり解除する。

令和四年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 制限を解除する家畜等
豚及びその死体並びに豚熱の病原体を拡散するおそれがある物品
- 二 制限を解除する日
令和四年一月二十四日
- 三 制限を解除する区域
令和三年埼玉県告示第千三百九十号（患畜等の届出の公示）により公示した豚熱の疑似患畜の発生場所（川越市に限る）